

議案第 4 6 号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

（提案理由）

介護保険料を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 2 7 年度及び平成 2 8 年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、2 8 , 8 0 0 円とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 4 条第 2 項の規定は、平成 2 7 年度分の保険料から適用し、平成 2 6 年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章及び第2章 略 第3章 略 (保険料率) 第4条 略 (1)から(14) 略 <u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について</u> <u>の保険料の減額賦課に係る平成27年度及</u> <u>び平成28年度の保険料率は、同号の規定に</u> <u>かわらず、28,800円とする。</u> 第5条から第11条 略 第4章及び第5章 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>第2条 この条例による改正後の第4条第2項</u> <u>の規定は、平成27年度分の保険料から適用</u> <u>し、平成26年度以前の年度分の保険料につ</u> <u>いては、適用しない。</u>	目次 略 第1章及び第2章 略 第3章 略 (保険料率) 第4条 略 (1)から(14) 略 第5条から第11条 略 第4章及び第5章 略